

政令第七十四号

医療法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、医療法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十七号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

医療法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年六月一日とする。

## 理由

医療法等の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。